

雇用保険の基本手当日額（最大35円減額）等が見直されました

賃金日額	基本手当日額				
	～29歳	30～44歳	45～59歳	60～64歳	65歳～
	下 限 額				
			1832		
2500			2000		
3000			2400		
3500			2800		
4000			3200		
4500			3600		
4640			3712		
5000		3910		3875	3910
5500		4184		4099	4184
6000		4436		4293	4436
6500		4667		4457	4667
7000		4877		4534	4877
7500		5065		4559	5065
8000		5232		4584	5232
8500		5378		4609	5378
9000		5502		4634	5502
9500		5605		4659	5605
10000		5687		4684	5687
10500		5747		4725	5747
11000		5786		4950	5786
11500		5804		5175	5804
12000		6000		5400	6000
12500		6250		5625	6250
12740		6370		5733	6370
13000	上限額	6500		5850	上限額
13500		6750		6075	
14000		7000		6300	
14150		7075		6368	
14500		上限額	7250	6525	
14860			7430	6687	
15000			7500	上限額	
15500			7750		
15550			7775		
上限額			上限額		

原則として被保険者期間として算定された最後の6か月間の賃金の総額（臨時賃金日額 = $\frac{\text{に支払われた賃金及び3ヶ月を超える期間ごとに支払われた賞与等を除く}}{\text{}}$ ）

1. 雇用保険に加入しなければならない要件は、次のいずれにも該当する者です

- ① 31日以上の雇用見込みがあること
- ② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

2. 65歳未満で離職した者の所定給付日数

- ① 特定受給資格者（人員整理等の会社都合、倒産、解雇等による離職）
- ② 特定理由離職者（平成29年3月までに延長されました：期間の定めのある雇用契約期間が満了し、かつ、更新がされないこと等により離職した者）の場合

算定期間		6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	
30歳未満		受給 できない	90日	90日	120日	180日	/	
30歳以上35歳未満					180日	210日		240日
35歳以上45歳未満					180日	240日		270日
45歳以上60歳未満				180日	240日	270日		330日
60歳以上65歳未満				150日	180日	210日		240日
障害者等の 就職困難者	45歳未満	受給 できない	150日	300日				
	45～64歳			360日				

※離職の日以前1年間に、賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が通算して6か月以上あることが必要

- ③ 一般受給資格者（自己都合、定年等による離職等）の場合

算定期間		1年未満	1年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
年齢に関係なく		受給できない	90日	120日	150日
障害者等の 就職困難者	45歳未満	受給できない	300日		
	45～64歳		360日		

※離職の日以前2年間に、賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あることが必要

※自己都合退職の場合には3か月間の給付制限期間がありますが、定年等の場合には給付制限期間はありません

3. 65歳以上で離職した者の高年齢求職者給付金

算定期間	6月未満	6月以上1年未満	1年以上
高年齢求職者給付金（一時金）	受給できない	30日分	50日分

4. 再就職手当は、基本手当の受給資格がある者が安定した職業に就いた場合に支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ45日以上ある一定の要件に該当する場合に支給されます

残日数 2/3 以上	残日数×60%×基本手当日額	※基本手当日額の上限：5,805円 (60～64歳：4,707円)
残日数 1/3 以上	残日数×50%×基本手当日額	

5. 就業手当は、基本手当の受給資格がある者が、再就職手当の支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就業した場合に基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上あり、一定の要件に該当する場合に就業日数に応じて支給されます

就業日×30%×基本手当日額	※1日当たりの支給額の上限：1,741円（60～64歳：1,412円）
----------------	-------------------------------------